媛 教 互 第 89 号
令和８年３月 23 日

各所属所長　様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長　小山　哲司
（公印省略）

貸付金利率の引上げについて

令和８年３月 23 日開催の理事会において「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正が決議され、貸付金利率が下記のとおり引き上げられることになりました。

つきましては、会員の皆様に御周知の程よろしくお願いします。

記

１　改正内容　　貸付金利率の引上げ
改正前：年利 0.84％（月利 0.07％）
改正後：年利 1.20％（月利 0.10％）

２　適用範囲　　一般貸付け（生活資金・教育資金・自動車資金・結婚資金）及び特別貸付け（住宅取得・災害復旧）の新規貸付け及び償還中の貸付けに対し、改正後の利率を適用します。

３　施行期日　　令和８年４月１日

４　そ の 他　　育児休業による償還猶予中の場合、猶予期間中における令和８年３月 31 日以前分の利息については、改正前の月利 0.07％で算出します。

※なお、現在貸付け償還中の会員に対しては、利率変更後の「貸付け台帳の写し」を同封しております。該当者にお渡しください。

○一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程抜粋

（利率）
第 27 条　貸付金の利率は、１月につき 0.48 パーセントとする。ただし、附則において利率の特例を定めるときには、その定めるところによる。

附　則　（47.3.2）
1　省略
2　省略
3　貸付金の利率は、第 27 条の規定にかかわらず、令和８年４月１日から当分の間、１月につき 0.10 パーセントとする。